

日本初の「返還命令」

事案にみる



HCCH
CONVENTION DE LA HAYE
SUR LA PROTECTION INTERNATIONALE DES ENFANTS CONTRE L'ABDUCE

「5月（ハーグ条約発効後）に子どもを帰国させる」という約束が文書等に残っています。場合によっては「不法な留置」となる訳です。

もし、夫婦間の合意がそもそもなかられた場合、もしくは約束の一時帰国の時間がハーグ条約発効前（3月31日以前）だった場合は、原則的にはハーグ条約は適用されません。というのも、母親による子どもの「連れ去り」または「留置」とはハーグ条約締約国に連れて行く際に、居住国に戻つてることを他方の親や裁判所に約束して渡航したが、翻意して子を連れ帰らないことだからです。

夫婦間で合意していた帰国の時期を超えて、母親が子どもを英国に留まらせていたことが問題視されている訳です。

（3）渡英した母親に英國永住権がある場合と短期滞在の場合では状況が違うのでしょうか？

専門家によると、ハーグ条約は、親や子の国籍や滞在資格に関係なく適用されるそうです。片方の親から「子の返還」の申し立てがあつた際に、当該国と日本とのハーグ条約発効日である4月1日以後の不法な連れ去り又は留置であるか否かをのみ、裁判所は審理します。

（4）ハーグ条約加盟の意味とは？

本事案は日本人夫婦だったことから、「母親に子どもの返還命令が出ている」とに違和感を覚えた方も多いかもしれません。前号で取り上げたように、日本では子どもの両親の婚姻関係が破綻した場合、離婚後に子どもと生活するのは母親である場合が多いからです。この背景には、日本の法律には親権の決め方に定めがないことが挙げられています。そのため、裁判官は「妊娠時から育児のほとんどを担ってきた母親に親権を委ねよう」と判断する傾向があります。つまり、夫婦間で取り交わしたスが多いのだそうです。本事案の夫婦も、



（2）この母親が子どもと共に渡英しているのはハーグ条約加盟前の3月なのに、何故ハーグ条約が適用されたのでしょうか？

ハーグ条約35条に、同条約が、その発効後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用されることが明記されています。しかし、専門家によれば「夫婦間で合意のあった一時帰国の時期が、ハーグ条約発効後（4月1日以降）の時点である」と日本に残された父親が主張できる根拠があるような場合は、「ハーグ条約上の「不法な留置」に当たるのだとあります。つまり、夫婦間で取り交わした

この事案を通して浮かんできた私どもの疑問を一つずつ整理しながら、ハーグ条約加盟の意味を考えてみましょう。

これまでの連載では、条約加盟前後の変化や具体的な法的手続きをについて説明してきました。今回は、この条約に基づき「返還命令」が出された最初の事案を取り上げ、ハーグ条約加盟が意味する」とを考えたいと思います。

事から抜粋します。本事案は、別居中だった日本人夫婦の7歳の子ども。今年3月末に仕事の都合で渡英した母親に伴われ、現地の学校に通っていました。6月、「帰国予定だった5月になつても日本に戻らない」として、父親が英国の裁判所に「子どもの返還」を申し立てました。

同意された期間を超えて子を異動先国に滞在させているのは不法な留置である」という審理の結果、子どもと共に渡英中の母親に「7月30日までに子どもを返還する」という命じられました。

この事案を通して浮かんできた私どもの疑問を一つずつ整理しながら、ハーグ条約加盟の意味を考えてみましょう。

（1）まず、この母親は子どもを国外に連れ出していますが、「連れ去り」ではなく「留置」が問題になっているとはどういうことでしようか？ 英国裁判所の審理結果が「留置」を問題にしていることから、この夫婦間に渡航の合意はあり「連れ去り」ではなかったことがうかがえます。というのも、「留置」とはハーグ条約締約国に連れて行く際に、居住国に戻つてることを他方の親や裁判所に約束して渡航したが、翻意して子を連れ帰らないことだからです。夫婦間で合意していた親が子どもを英国に留まらせていたことが問題視されている訳です。

（2）この母親が子どもと共に渡英しているのはハーグ条約加盟前の3月なのに、何故ハーグ条約が適用されたのでしょうか？

ハーグ条約35条に、同条約が、その発効後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用されることが明記されています。しかし、専門家によれば「夫婦間で合意のあった一時帰国の時期が、ハーグ条約発効後（4月1日以降）の時点である」と日本に残された父親が主張できる根拠があるような場合は、「ハーグ条約上の「不法な留置」に当たるのだとあります。つまり、夫婦間で取り交わした

（3）最後に…

一部の報道では、本事案の子どもが国への学校を気に入つたことが書かれています。それが真実だとすれば、「子どもの利益」のための夫婦間の協議で、今

の「子どもの利益」と将来の「子どもの利益」を複合的に考えるのは大変困難な問題といえるでしょう。それに、「子どもの利益」が何なのかは、数年後もしくは数十年後の子ども自身にしか分かり得ないことです。子どもの臨床に携わってきた者として、ハーグ条約加盟は、子どもの将来に対する大人の責任の大ささを再確認させるものでもありました。

（JB Line，長沼仁美）

（注）今回の事案は英國裁判所により決定された判決文が公開されていません。そのため、本事案解説はJB Lineが今までのハーグ条約の勉強会を通して得た知識を元に書いたものであります。あくまでも参考意見としてご参照下さい。